

法人名を「一般財団法人大阪市教育会館」に変更したことによる 規約などの整備について

法人名を「一般財団法人大阪市教育会館」と変更したことに伴い、利用規程・利用細則・遵守事項・利用規定運用細則・教育青年団体サポートセンター・教育青年団体連絡室利用規程・グループロッカー利用規程等を次のように変更する。

大阪市教育会館利用規程

平成 22 年 4 月 1 日施行
令和 5 年 6 月 26 日一部改正

(趣旨)

第 1 条 大阪市教育会館及び東館（以下「会館」という。）の利用についてはこの規程の定めるところによる。

(利用の手続と承認)

第 2 条 会館及び付属設備・機器を利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、事前に会館ホームページの予約フォーム若しくは電話・FAX・来館で申し込み、一般財団法人大阪市教育会館（以下「財団」という。）の承認を受けなければならない。

2 前項の承認に際し、次に掲げる場合においては、利用申込を受付けないことができる。

- (1) 会議等で利用を申込する者又は会議等に出席する者に次に該当する者がいるとき。
 - ①「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成 3 年法律第 77 号）による指定暴力団及び指定暴力団員等又はその関係者、その他反社会的勢力（以下「暴力団等」という。）
 - ②暴力団等が事業活動を支配する法人その他の団体又はその構成員
 - ③暴力団等に該当する者が役員となっている法人又はその構成員
 - ④法令又は公序良俗に反する行為をする恐れがあると判断される者
- (2) 会館の他の利用者に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- (3) 財団若しくは会館職員に対し、暴力、脅迫、恐喝、威圧的な不当要求を行い、著しくは合理的範疇を超える負担を要求したとき、又はかつて同様な行為を行ったと認められるとき。
- 3 会議室等の利用受付は、利用月を含む 6 カ月前の 1 日から行うものとする。
- 4 受付日については、会館において特別の事由があると認めた時、また同日に複数箇所（1 日 3 室以上）の予約、または、3 日以上連続した予約（大型受付）は前項の規定にかかわらず、その都度定めるところにより行うことができる。

(利用承認の取消し及び利用の制限)

第 3 条 次の各号の一に該当するときは利用承認を取消し、又は利用を制限し若しくは停止することができる。

- (1) この規程又はこれに基づく細則等に違反したとき
- (2) 管理上不適当と認められるとき
- (3) 前項第 2 項に該当する者がいると判明したとき
- (4) 公安又は風俗を害するおそれがあるとき
- (5) 建物又は附属設備を損傷するおそれがあるとき
- (6) 偽りその他不正の手段により利用の許可を受けたとき
- (7) 他人に危害を及ぼし、又は騒音を発する等迷惑となる行為をするおそれがあるとき
- (8) 他人に危害を及ぼし、若しくは他人に迷惑となる物品又は動物を携行するとき
- (9) 利用料を納付しないとき
- (10) 利用目的以外に利用しようとしたとき
- (11) 緊急止むを得ない事情があるとき

(12) その他不適当と認めるとき

(利用料)

第4条 利用料の額は別に定める料金表のとおりとする。

2 別表に定める利用時間は、準備から後片付けまでの時間とする。

(利用料の納付期限)

第5条 会館利用の承認を受けた者は、利用料を「仮予約」から指定期日（10日以内）までに、予約日が利用日の直前の場合は、利用日の3日前までに納付しなければならない。期日までに納付されない場合はキャンセルしたものとみなす。ただし、特別の事由がある場合は財団の承認を得て利用料を後納することができる。

(利用の取り消し及び変更)

第6条 利用の取り消しについては、速やかに連絡すること。利用の取り消し及び変更にかかる利用料の取り扱いに関しては別に定める。

(減免)

第7条 財団が必要と認めたときは、利用料を減免することができる。

(特定禁止事項)

第8条 利用者は会館利用に当たり、特に承認があった場合を除き次の行為をしてはならない。

(1) 財団指定業者以外からの物品等を持ち込むこと。

(2) 施設に対し特別な設備を施工すること。

(原状回復)

第9条 財団の承認を得て一時的に特別な設備又は利用室のレイアウトを変更した場合は、利用後直ちに現状に復さなければならない。

(利用責任)

第10条 利用者が会館の施設・備品・機器等を毀損し、若しくは喪失したときなど、利用に際して生じた一切の事故については、利用者が責任を負うものとし、損害を賠償しなければならない。

2 第3条の定めの適用において、利用者に損害が生じることがあっても財団はその責を負わない。

(譲渡転貸の禁止)

第11条 利用承認を受けた者は、その権利を他に譲渡し、又は転貸してはならない。

(細則)

第12条 この規程の施行に必要な細則は別に定める。

(その他)

第13条 この規程に定めのない事項若しくは疑義が生じた場合には、代表理事が定める。

附 則

1 この規程の改廃については、理事会の議決を経なければならない。

2 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

3 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

4 この規程は、令和3年7月1日から施行する。

5 この規程は、令和5年6月27日から施行する。

大阪市教育会館利用細則

最近改正 令和5年6月26日

(目的)

第1条 この細則は、大阪市教育会館利用規程第12条に基づき、大阪市教育会館及び東館（以下「会館」という。）の利用について必要な事項を定めることを目的とする。

(後納の期日)

第2条 利用料を後納する場合は、原則として利用日の翌月の末日までに納付しなければならない。

(利用の取消・変更)

第3条 貸室利用の取り消し及び変更については次のとおりとする。

	取消日	キャンセル料	備 考
一般受付	申込日から10日以内	0円	利用日の変更には可能な限り対応する。ただし、再度の変更は認めない。その場合のキャンセル料は100%とする。また、同一日同一時間帯の貸室を他の貸室に変更する場合も可能な限り対応する。
	上記以外	施設利用料の100%	
特別受付	期日に限らず	施設利用料の100%	
大型受付	期日に限らず	施設利用料の100%	
備 品	利用日の2日前まで	0円	
	上記以外	備品使用料の100%	

2 天災その他、特別の事情により会館が休館し、会館を使用することができない場合はこの限りではない。

(遵守事項)

第4条 別に定める事項を遵守すること。

附 則

- 1 この細則の改廃は、専務理事が行う
- 2 この細則は、平成22年4月1日から施行する。
- 3 この細則は、平成27年4月1日から施行する。
- 4 この細則は、令和3年7月1日から施行する。
- 5 この細則は、令和3年12月13日から施行する。
- 6 この細則は、令和5年6月27日から施行する。

一般財団法人 大阪市教育会館利用遵守事項

平成 22 年 4 月 1 日施行

最近改正 令和 5 年 6 月 26 日

(目的)

第1条 大阪市教育会館利用規程施行細則第4条に基づき、大阪市教育会館及び東館（以下「会館」という。）の利用にあたって、利用者が遵守しなければならない事項を定めることを目的とする。

(遵守事項)

第2条 利用者は会館の利用にあたって、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 申込書に記載した以外の目的で会館を使用することを禁止する。
- (2) 他の利用者の迷惑となる行為や騒音を出すことを禁止する。
- (3) 利用定員をこえて入場させることを禁止する。
- (4) 利用にあたっては職員（運営を委託した事業者の職員を含む。以下同じ。）の指示に従うこと。
- (5) 会館内は、決められた場所を除いてすべて禁煙とする。
- (6) 使用後、机・椅子等の配置を使用前の状態に戻すこと。また、備品等も元の場所へ返却すること。
- (7) 施設・設備・備品等を破損・紛失したときはすみやかに職員まで連絡すること。なお、修理・買換えが必要となった場合は、実費を請求する。
- (8) 病人・負傷者が発生した場合は、職員又はフロントまで連絡すること。
- (9) 許可なく会議室・ホール内で飲食を行うことを禁止する。（水分補給の飲料を除く。）
- (10) 許可なく壁・柱・窓・扉等に貼り紙をし、または鉛類を打つことを禁止する。
- (11) 許可なく寄付金の募集を行うことや物品の販売を行うことを禁止する。

2 とくに音楽・体育・集会等の目的で集客を行う場合、主催者は次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 避難経路、非常口、その他館内の各施設の位置を確認しておくこと。
- (2) 利用当日の現場における総括責任者及び各部門の責任者を定めておくこと。
- (3) 受付案内・場内整理・会議室等の監視等の業務は主催者が責任を持って行うこと。
- (4) 火気を必要とする演出は、事前に消防署及び一般財団法人大阪市教育会館（以下「財団」という。）の許可を得ること。
- (5) 電気機械舞台操作と器具使用、設備・備品の使用または舞台の操作等は全て職員の指示に従うこと。
- (6) 大道具・電気器具等の持込は事前に財団の許可を得ること。なお、持込器具等が破損・紛失した場合も財団は責任を負わない。

(湯沸かし室の使用)

第3条 湯沸かし室の使用にあたって、利用者は次に定める事項を守らなければならない。

- (1) 利用する会議室等のある階の湯沸し室のみを使用し、他の階の湯沸し室は使用してはならない。
- (2) ポット・急須・湯のみ茶碗・洗剤のセットを利用したい場合は、有料（20名分1セット 530円）にて貸し出すので、フロントまで申し出ること。
- (3) 湯沸し室は使用後、現状に回復すること。

(ゴミの処理)

第4条 ゴミは原則持ち帰ること。どうしても不可能な場合は、有料（1枚130円）で指定のゴミ袋を販売するので、フロントまで申し出ること。その場合、ゴミは指定する場所へ廃棄すること。

附 則

- 1 この遵守事項の改廃は代表理事が行う。
- 2 この遵守事項は、平成22年4月1日から施行する。
- 3 この遵守事項は、平成27年4月1日から施行する。
- 4 この厳守事項は、令和3年7月1日から施行する。
- 5 この遵守事項は、令和5年6月27日から施行する。

一般財団法人大阪市教育会館
教育青年団体の活動助成を目的とする賃料等割戻規程
平成 22 年 4 月 1 日施行（旧法人）
平成 24 年 4 月 1 日全面改定（旧法人）
平成 25 年 3 月 4 日制定（平成 25 年 4 月 1 日施行）
令和元年 11 月 25 日一部改定（同日施行）
令和 3 年 6 月 21 日一部改定（同日施行）
令和 5 年 6 月 26 日一部改正（同日施行）

(対象)

第1条 一般財団法人大阪市教育会館（以下「当財団」という。）が「教育青年団体の活動助成を目的とする賃料等の割戻金」（以下割戻金という）を交付する対象は、教育に関する有益な研究をし、又は教育の向上、発展、青少年の健全育成に寄与すると認められる個人、団体である。

(種類及び額)

第2条 割戻金の種類及び額は、次のとおりとする。

種類	金額	備考
1) 教育青年団体賃料	おおむね前年度賃料(共益費・税除く)の 20%以内とし、理事会において割戻金の額を定める	大阪市教育会館及び東館に入居する教育・青年団体の研究
2) 教育青年団体貸室利用	賃貸利用料金の 20%以内とし、理事会において割戻金の額を定める。	大阪市教育会館及び東館の利用による教育・青年団体の活動

(受給申請書及び資料の提出)

第3条 前条1) の割戻金を受けようとする団体は、受給申請書及び研究の資料等を添えて当財団に提出するものとする。
2) 前条2) の割戻金を受けようとする利用者は、貸室利用申込書に資料等を添えて当財団に登録を行った上、利用の都度、割戻の申請を行うものとする。

(支給の決定)

第4条 第2条1) の割戻金支給については、理事会の選考を経て、理事長が決定し、その結果を申請者に通知する。
2) 第2条2) の登録団体の認定は、専務理事が行う。

(選考基準)

第5条 第2条1) の受給申請書を提出した団体について、理事会が定める選考基準に合致した者の中から、選考を行う。

(実施細目)

第6条 この規程の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規定の改廃については、理事会の議決を経なければならない。
- 2 この規程（旧規定）は、平成 22 年 4 月 1 日から実施する。
- 3 この規程（旧規定）は、平成 24 年 4 月 1 日から実施する。
- 4 この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から実施する。
- 5 この規程は、令和元年 11 月 25 日から実施する。
- 6 この規程は、令和 3 年 6 月 21 日から実施する。
- 7 この規程は、令和 5 年 6 月 26 日から施行する。